

地域情報通信基盤整備推進交付金
実施マニュアル（改定版）

平成21年6月

総務省

情報流通行政局

総合通信局

【目次】

I	総論	2
1	地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルの位置づけ	2
2	創設の背景	2
3	施策の基本的考え方	2
4	整備事業の全体フロー	3
II	交付申請事務マニュアル	4
1	事務のフローチャート	4
2	支援対象地域・整備事業主体	6
3	事業実施期間	10
4	交付対象範囲・経費	11
5	当該整備事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	24
6	交付額	28
7	交付申請書の作成と確認のポイントについて	29
8	地域情報通信基盤整備推進計画書の作成について	43
III	交付決定後について	47
1	契約について	47
2	計画変更等について	47
3	差金回収について	50
IV	実績報告事務マニュアル	51
1	事務のフローチャート	51
2	実績報告書の作成について	53
3	経理等について	55
V	交付金事業構築マニュアル	71
1	需要調査	71
2	運営体制の検討	72
3	庁内推進体制の整備	73
4	ランニングコストの負担に関する考え方	73
5	公設民営を採用する場合の留意点	74
VI	ケーススタディ	75
VII	Q & A	79
	付録：交付要綱様式記載例	94

I 総論

1 地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルの位置づけ

地域情報通信基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び地域情報通信基盤整備推進交付要綱（総情地第21号（平18.5.10）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて交付金事業（以下「整備事業」という。）を実施するものとする。

2 創設の背景

わが国のブロードバンド基盤の整備は、u-Japan 戦略等に基づき、民間主導原則の下で着実に進展し、今や価格や機能などあらゆる面において世界最先端と言える段階までに達した。

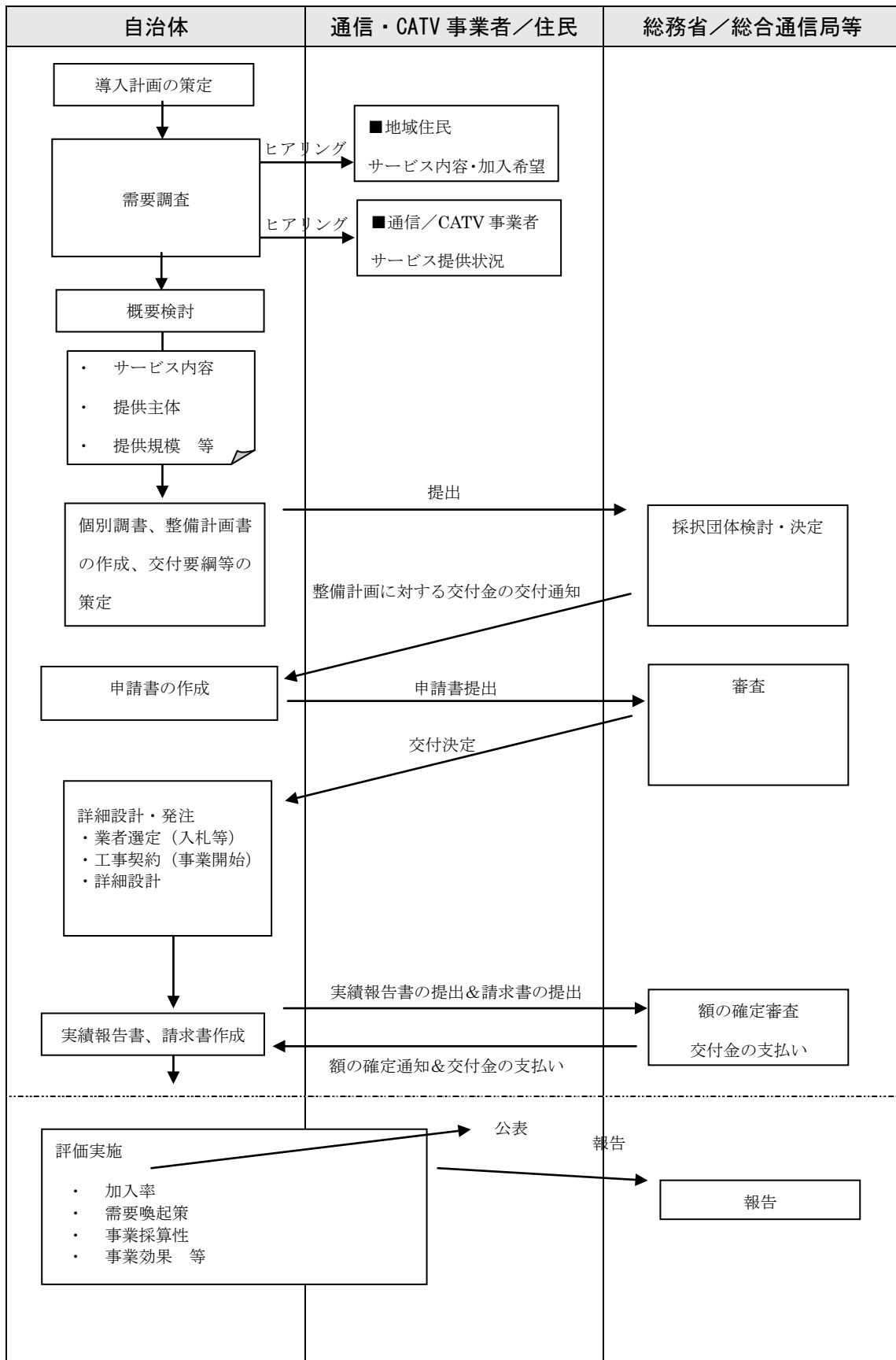
他方で、採算性の問題等から、民間事業者の事業展開が困難な地域においては、これを未だ利用できない地域が存在し、いわゆるデジタルディバイド（情報格差）が顕在化しつつある。このデジタルディバイドの解消は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日 閣議決定）において、「情報格差（デジタルディバイド）の是正への取組を引き続き推進する。」とされているほか、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日 IT戦略本部決定）においても「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」とされているとおり、政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題として位置づけられている。

3 施策の基本的考え方

本交付金は、かかる要請を踏まえ、地域間の情報格差の是正を図ることを目的として創設されたものである。

本交付金においては、「地域の創意を活かし、最も効果的かつ効率的な情報通信環境基盤整備を実現」するべく、地域の情報格差是正に必要となる施設・設備の整備を幅広く支援することとしている。これにより、地方公共団体等は各地域の特性に応じて基盤整備を行うことが可能となった。

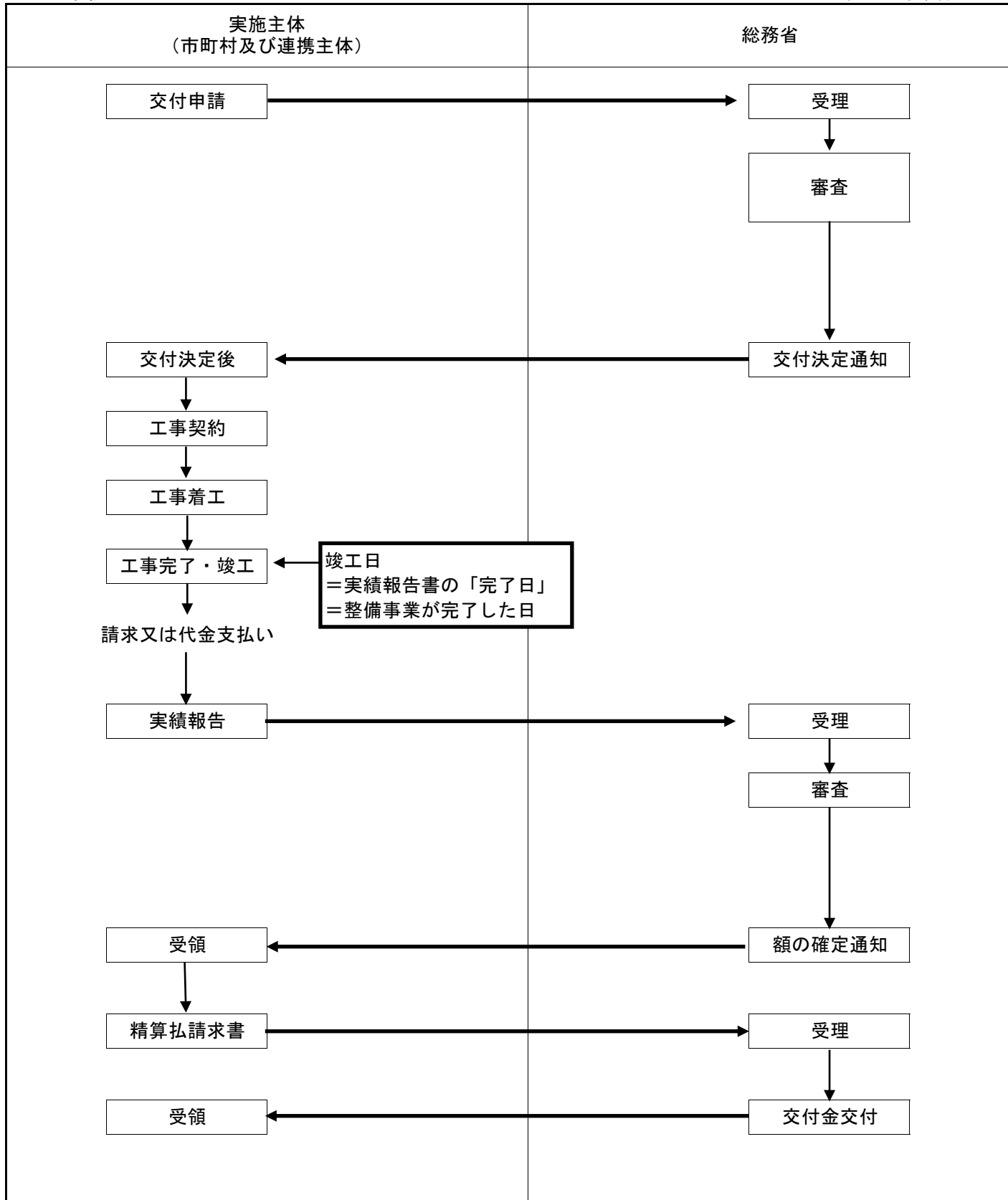
4 整備事業の全体フロー

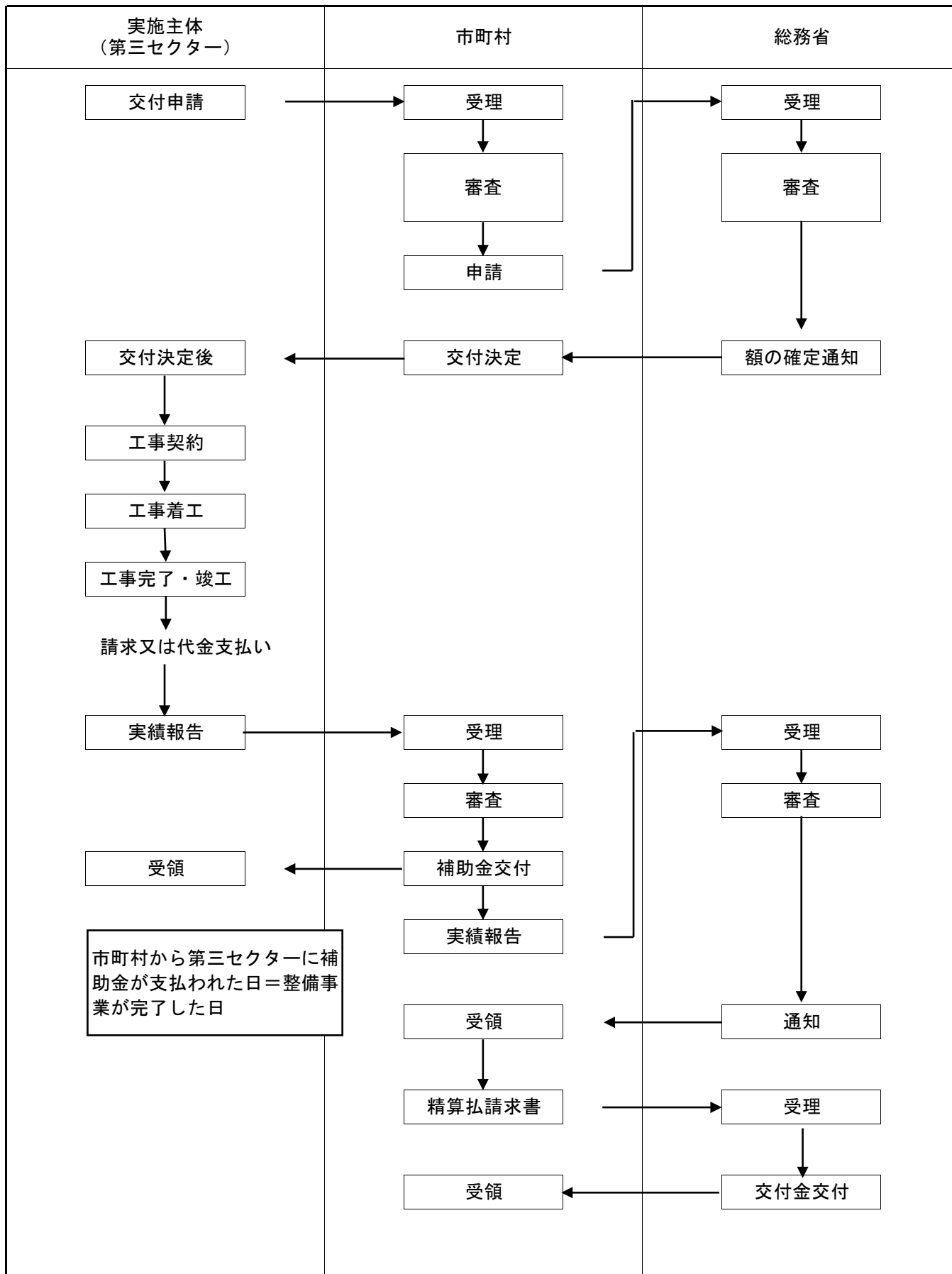


II 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート

(市町村等案件)





2 支援対象地域・整備事業主体

(1) 支援対象地域（条件不利地域の定義）

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において整備事業を行うものを対象とする。但し、第三セクターが整備事業主体である場合を除く。

① 過疎地	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域をいう。
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
⑥ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。
⑦ 沖縄	前六号に掲げる地域に類する地域であって、沖縄県に所在するもの

なお、合併により上記各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、支援対象地域として取り扱われる。国策である市町村合併を推進したにもかかわらず、本交付金の支援を受けられなくなることは、当該合併を行った市町村に厳しい取扱いであり、不合理であることから、かかる特例を設けたものである。

(2) 整備事業主体

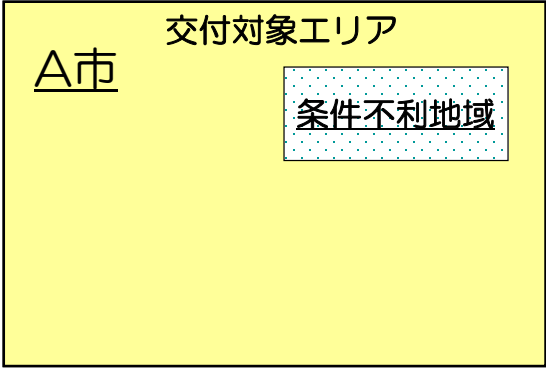
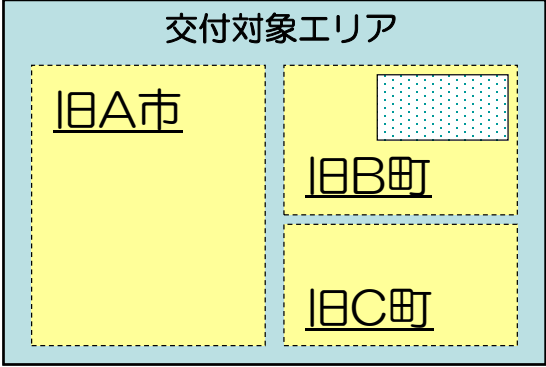
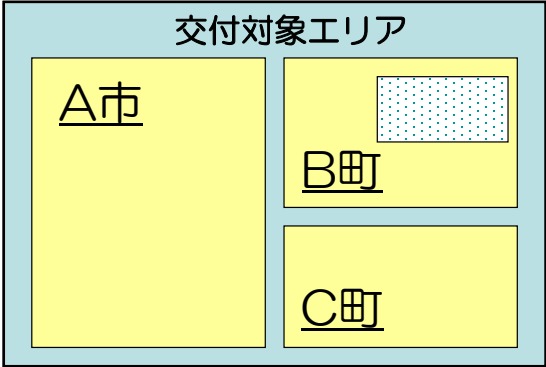
事業の種別	整備事業者 (申請者)	整備事業 を行う間 接整備事 業者	内容
直接整備事業	特定市町村 (注1)	—	(1)に掲げる条件不利地域を含む市町村
	市町村(注1)の連携主体	—	1以上の特定市町村を含む複数の市町村
間接整備事業	整備事業を行う第三セクター法人へ4分の1の補助を実施する市町村	第三セクター法人	<p>整備事業者：整備事業を行う第3セクター法人へ4分の1以上(注2)の補助を実施する市町村。(この場合、特定市町村である必要はない)</p> <p>整備事業を行う間接整備事業者：地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人をいう。この場合、整備する地域に属する地方公共団体の出資を受けていることが必要(出資比率についての制限はない)。ただし、実際に事業を行う場所が当該市町村のごく一部である等、当該市町村の出資を求めることが適当でないとは判断される場合については、個別に総務省へ相談のこと。</p>

注1：市町村には一部事務組合、広域連合を含む。

注2：この4分の1以上には国が市町村又はその連携主体に交付する交付金充当額が含まれる。

(3) 交付対象地域の事例

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものを対象とする。

<p>ア. 単独自治体による事業例</p> 	<p>条件不利地域を含む自治体の事業であれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>
<p>イ. 合併した自治体による事業例</p> 	<p>市町村合併した新市による事業で旧自治体に条件不利地域が含まれていれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p> <p>合併により条件不利地域に該当しなくなった市町村については、合併が行われた年度及びこれに続く3年度は条件不利地域とみなして申請が可能</p>
<p>ウ. 連携主体による事業例</p> 	<p>近隣の自治体が集まり連携主体による事業で、参加する自治体に条件不利地域が含まれていれば、参加する自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>

<p>エ. 第三セクターによる事業例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">交付対象エリア</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;">A市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;">B町</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%; text-align: center; margin-top: 10px;">C町</div> </div>	<p>第三セクター法人の事業で、事業提供範囲となる自治体に条件不利地域が含まれていなくても、全自治体を対象エリアとすることが可能</p>
---	--

(4) 公設民営について

市町村が交付金で整備した施設の運営を民間事業者へ委託する公設民営方式を採用することが可能である。その場合であっても、交付金上の整備事業主体は当該市町村となることに注意のこと。

3 事業実施期間

(1) 単年度事業

整備事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。この場合、事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結していなくてはならない。具体的な考え方については、Ⅷを参照のこと。

(2) 工事の期間内実施について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに終わることが必要である。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づきすみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

(3) 年度内執行について

整備事業は当該事業年度に終わることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

4 交付対象範囲・経費

(1) 想定されるサービスメニュー

① サービス

- ・高速インターネット接続サービス
- ・ケーブルテレビによる多チャンネル、コミュニティチャンネルサービス
- ・図書館検索情報や行政オンライン手続きなどの行政サービス
- ・ケーブルテレビの告知放送による住民への防災情報提供 等

② 実現手段

- ・F T T H (Fiber To The Home)
光ファイバを公共施設や各家庭に引き込み、高速なインターネット・アクセス網、ケーブルテレビ網を構築する。
- ・H F C (Hybrid Fiber Coax)
基幹部分に光ファイバを用い、支線には同軸ケーブルを用いてケーブルテレビ、ケーブルインターネット網等を構築する。
- ・x D S L (x Digital Subscriber Line)
メタル配線を使って、数～数十 Mbps の高速デジタル通信網を構築する。ADSL、RADSL、SDSL、HDSL、VDSL など。
- ・無線
F W A などのアクセス網の無線通信をする場合や基幹網部分において無線中継する場合などがあげられる。
- ・衛星
通信衛星を利用してデータの送受信を行うこと。

その他、地域の地理的環境や住民ニーズなどを考慮し、組み合わせてサービスの検討、実現手段の検討を実施すること。

(2) 交付対象範囲・経費

(ポイント)

- i 整備しようとする施設・設備が事業の目的の達成に合致しているか。
 - ・個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、たとえ本項の①～④に該当するものであっても、交付の対象とはならない。(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
 - ・市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されることを確認すること。
 - ・IT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、せっかく整備しても、十分な効果が発揮できなくなるものないように注意のこと。
- iii 重複投資になっていないか。
 - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうなど結果として重複投資とならないように注意すること。
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
 - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費用(③)や附帯工事費(④)は、本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の整備に必要な最低限の費用であるかどうか。
 - ・交付金で整備しようとしている本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の施設・設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。

①本体メニュー

地域の情報格差解消のために必要な施設又は設備であって、整備事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費

メニュー	内容
鉄塔	無線アンテナ設備を設置する設備
衛星地球局	双方向衛星通信のための送受信設備
受信アンテナ施設	アンテナ設備と一体的に整備される受信装置
ヘッドエンド装置	有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路へ送出する装置であって、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置のこと。(有線テレビジョン放送法施行規則第2条 前置増幅器、受信増幅器、チューナ、変調器、混合器、加入者管理システム等)
デジタル加入者回線多重化装置	デジタル加入者回線方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変調装置であって、端末設備でないもの
光電変換装置	加入者系光ファイバ網等において、光信号と電気信号を変換するための装置であって、センター側や無線アクセス装置及び、加入者宅側に設置される装置(集合メディアコンバータ、宅内メディアコンバータ、局内光終端装置(OLT)、光加入者終端装置(ONU)、宅内WDMカプラ等)
光成端架	光ファイバケーブルを成端処理するための架
線路設備(中継装置及び分岐装置含む)	センター及び局舎から加入者宅までデータ等を伝送するための線路設備のこと。 ○線路(光ファイバケーブル(注1)、メタルケーブル、同軸ケーブル、ノード、増幅器、引込み線、クロージャ、カプラ、保安器等) ○中継装置(海底中継装置、無線中継装置等を含む) ○分岐装置/海底分岐装置(スプリッタ等) 等
無線アクセス装置	各種データや映像情報等を、電波により送受信可能な形式に変換するなど、アンテナを経由してデータや映像情報等の送信・送受信を行う設備で、送信・送受信設備とアンテナ設備で構成される装置(アクセスポイント装置、加入者無線ターミナル装置等)

注1) 光ファイバケーブルの整備にあたっては、別紙1「光ファイバケーブルの整備(使用)計画について」を参照

②附帯メニュー

本体メニューの施設又は設備に付随して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用

メニュー	内容
センター施設（新築のほか改築、改修及び機器類の搭載ラックの設置等を含む）（注1）	センター施設とは、本事業において通信や映像伝送の基点となる設備を設置する施設を指す。
局舎施設（注2）	<p>局舎施設とは、本事業において通信や映像伝送の中継拠点となる施設を指す。局舎施設についてもセンター施設と同様の条件により施設を整備することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内設置型 施設内の一部に中継機器およびラック等を設置する。 ○屋外設置型 屋外に専用ボックスや施設を設置する。 ○鉄塔取り付け型 中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置する。 <p>センター施設及び局舎施設の整備については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単独建物 事業を実施するにあたり最低限必要なセンター施設及び局舎施設整備事業費が支援対象となる。 ○合築他事業におけるセンター施設及び局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。 <p>また支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○床上げ工事…電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等 ○空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事等 ○電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等 ○躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等 ○内装工事…間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事等

	○撤去工事…配線の撤去工事、産廃処理費用等
外構施設	局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、排水設備、舗装等。
電源供給施設	センター施設や局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備のこと。 受電設備：受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S 柱等 電源設備：予備電源、耐雷トランス、整流器、無停電電源装置等必要十分な発電能力があること。
スタジオ施設	映像の編集や配信などを行うための装置。 (映像編集・収録機器、音声編集・収録機器、ノンリニア編集器、自動送出装置、静止画送出装置 等)
送受信装置	線路設備を通じてデータや映像等のやりとりを可能にするための装置のこと。事業を実施するにあたり必要なサーバ、セキュリティ対策用装置及びその筐体等を含む。 ○ルータ ○ファイアウォール ○L 2 / L 3 スイッチ ○サーバ WWW、メール、DNS、P r o x y サーバ、ウィルス防御サーバ等
構内伝送路	センター施設等において整備する送受信装置等の出力信号を受信するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○LANケーブル ○構内光ケーブル ○UTPケーブル ○ルータ ○L 2 / L 3 スイッチ 等
管理測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理および測定する装置のこと。 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 等
大臣が別に定める施設・設備	上記附帯施設を設置する際、必要となる経費（交付要綱補足事項別紙参照）

注1) センター施設について、他者から建物等を借り受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と実施

主体の間に協定書がある等)が必要である。

注2) センター施設と局舎施設の違いについては、上記で説明しているとおおりであるが、センター施設とは以下にあげる局舎施設以外のケースで整備する施設を指す。

・簡易BOX

ADSLサービスを提供する際、通信事業者の交換局に隣接した場所に整備する施設

・陸揚局

情報通信基盤を整備する離島に敷設した海底光ケーブルとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・衛星地球局

衛星通信事業者と通信するために設置するアンテナとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・自治体ボックス

設備を中継地点に配置するための収容施設。

・BOXタイプサブセンター

CATVの分岐設備のみを設置する施設 等

③用地取得費・道路費 (本体メニュー、附帯メニュー共通)

<p>用地取得費・道路費</p>	<p>センター施設や局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限および用地・道路について支援対象とする。</p> <p>○用地取得費</p> <p>○取り付け道路整備費</p> <p>必ずしも最短の経路である必要はないが、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。</p>
------------------	---

④附帯工事費 (本体メニュー、附帯メニュー共通)

<p>附帯工事費</p>	<p>本交付金事業の工事全般に係る以下の経費のこと。</p> <p>○調査設計費 (注1)</p> <p>交付決定後に実施する現場調査、詳細設計 等</p> <p>○施工・構築費 (注1)</p> <p>○改修補強費</p> <p>施設および電柱 (自営柱、電力柱、NTT柱等) 等の改修・補強に係る費用等</p> <p>○整備と一体的に実施する撤去費用 (注2)</p> <p>○諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)</p>
--------------	---

(注1) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

(注2) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、交付金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については交付金の対象とならない。

(3) 交付対象とならない経費等

交付要綱で交付対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの	
交付要綱で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの	
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	例外として、別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」を参照。
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日（間接整備事業にあつては、直接整備事業者から間接整備事業者に交付決定された日）より前に締結された契約及び工事着工をいう。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
消費税	第三セクターに限る。
ソフトウェア	但し、別紙2参照
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ○共架費（電柱使用料） ○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費用 ○光ファイバケーブル等の共架やF W A機器設置のための電柱使用料、支障移転費用 ○管路使用料 ○コロケーション（通信事業者の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料 ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○番組ソフト制作費 ○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の市町村外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用 等

光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

1 将来使用計画分の整備について

光ファイバケーブルについては、将来計画が明確であれば、事業完了の翌年度内に供用されていなくても交付金の対象として認められる。例えば、1期目でA地区、2期目でB・C地区を整備する場合、センター局～地点Aまでの光ファイバケーブル80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバケーブルの敷設費の追加投資を避けるために、1期目に整備することが可能としたものである。この場合、可能となるのは、2期目のケーブルのうち、1期目と同一ルートに敷設する部分である。ここで注意しなければならないのは、将来計画があれば何から何まで認めるというものではない。したがって、1期目のケーブルと同一ルート上にないケーブルについては、使用計画が明確であっても交付対象とならないので注意が必要である（別紙1-2、1-3参照）

2 必要芯線（テープ）数の積算について

必要芯線数の算出にあたっては、世帯数や接続施設数等を基本に、利用目的別（通信・放送・公共サービス（地域公共ネットワーク）※予備芯も含む）を積上げ、その上でテープ数を算出すること。したがって、整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能。（具体的にはⅦを参照）

区間	敷設数	交付対象数	使用数	未使用数	備考
(1) ○○市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単 独事業整備分
(2) 01～02	—	—	—	—	既設のファ イバを利用
(3) 02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	

(* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯=1テープ（T）の場合）

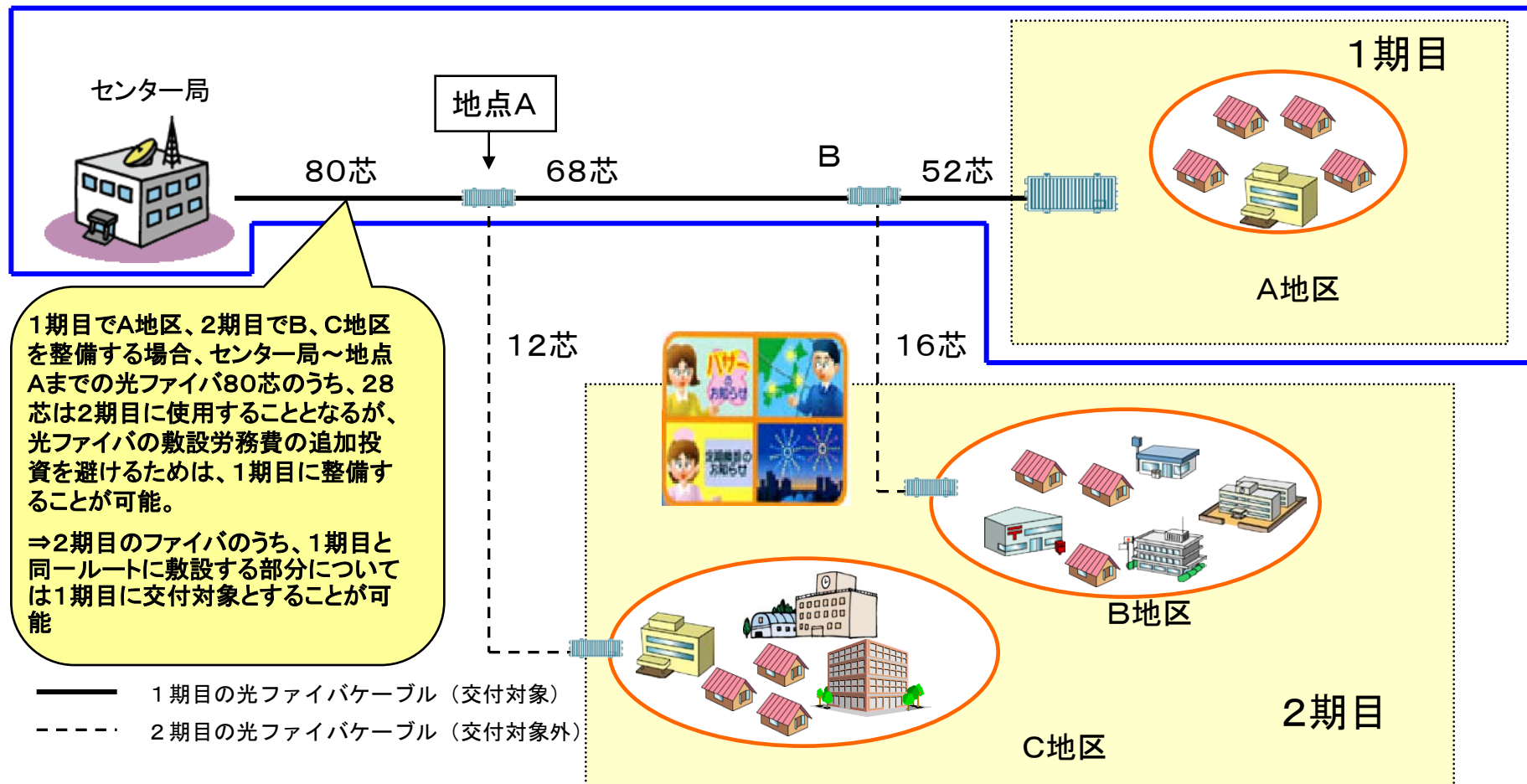
(* 2) 光系統図（例としてⅡ7別紙5参照）と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
○○市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア拡大用 【平成○年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア拡大用 【平成○年度】
...	

(* 1) 先に作成した光ファイバケーブルの整備（使用）計画において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。

(* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。



予備芯(テープ)

ループ用など緊急時にいつでも切替できる(ホットスタンバイ)状態等にある芯線が該当し、交付対象となる。

余剰芯(テープ)

在庫品(既製品)を使用する方が、必要芯線(テープ)と同数のケーブルを整備するよりもコストが安くなる場合等によって、必然的に余剰芯(テープ)が発生する場合には限り交付対象となる。

ソフトウェアの交付対象範囲

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費等は交付対象外となる。
ただし、以下のものについては交付対象とする。

1. パソコン（別表1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンとのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に交付対象とする。

2. サーバ（別表1）

交付金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に交付対象とする。

3 ケーブルテレビ関連

別表2太枠内とする。

4 インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、別表1、2の交付対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、顧客データの入力等、データベースの作成に係る経費は交付対象外なので注意のこと。

別表1

交付対象とする具体的なソフトウェア(PC、サーバ)

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS:オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS:Uninterruptible Power Supply(無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバ用)【ウイルス検出/駆除/キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID:Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名:ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス/キャッシュ機能】	
	FireWallソフト(ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ/ウイルス対策/認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP:File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB(Server Load Balancing)等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP:Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス:ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。
	MCUソフト	多拠点間におけるテレビ会議を実現する。	MCU:Multi point Control Unit

交付金において交付対象とするソフト及びインストールの範囲について

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを 利用者に送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト			×	×	
	・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス 制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決 められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完 成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト			○	○	
	・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作作用) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト ・FTPソフト など			○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
①基本ソフト	・UPSソフト など			○	○	
	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、交付対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適としたソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

「FC」・・・ファクトリーコンピュータ、「PC」・・・パーソナルコンピュータ

5 当該整備事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該整備事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示すほか、具体事例についてはⅦを、費用按分の計算方法の一例については別紙1「按分計算書」を参照のこと。

(1) 費用按分

ア 費用按分が必要なケース

- ・センター施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を交付対象外とする場合） 等

イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

ウ 費用按分方法の基本的考え方

- ・センター施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域（伝送容量）による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する（整備対象世帯数、引き込み世帯数等）

(2) 対象施設（設備）で区切る場合

整備事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

(1)光ファイバーケーブル按分(センター)

①全芯数	②交付金対象芯数	③按分率
8芯	4芯	50.00%

※ ②計÷①計=③

(2)設計・装柱・吊線工種適用分

①光ケーブル	②交付金光ケーブル長	③同軸ケーブル	④交付金同軸ケーブル	⑤全ケーブル長	⑥交付金ケーブル長	⑦按分率
40,978m	27,277m	95,376m	91,508m	136,354m	118,785m	87.12%

※ (②+④)÷(①+③)=⑦

(3)光ファイバーケーブル按分(伝送路)

①全芯数	②交付金対象芯数	③距離	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤按分金額	⑥按分距離	⑦按分率	
4芯	0芯	383m	165	0	0.0m		
4芯	2芯	750m	165	61,875	375.0m		
4芯	4芯	9,610m	165	1,585,650	9,610.0m		
8芯	4芯	3,370m	187	315,095	1,685.0m		
8芯	6芯	1,476m	187	207,009	1,107.0m		
12芯	4芯	1,508m	220	110,587	502.7m		
16芯	2芯	3,331m	267	111,172	416.4m		
16芯	10芯	702m	267	117,146	438.8m		
16芯	14芯	2,892m	267	675,644	2,530.5m		
20芯	12芯	1,042m	278	173,806	625.2m		
20芯	14芯	3,420m	278	665,532	2,394.0m		
24芯	14芯	4,549m	309	819,957	2,653.6m		
28芯	20芯	1,667m	346	411,987	1,190.7m		
32芯	20芯	4,076m	376	957,860	2,547.5m		
44芯	24芯	2,202m	445	534,485	1,201.1m		
計		40,978m		6,747,805	27,277.4m	66.57%	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③=⑥ ⑥計÷③計=⑦

(4)光クロージャ接続按分

①全芯数	②交付金対象芯数	③接続数	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤金額	⑥単価	⑦金額	
4芯	2芯	2箇所	19,792	19,792	37,630	37,630	
4芯	4芯	12箇所	19,792	237,504	37,630	451,560	
8芯	4芯	5箇所	20,033	50,083	37,630	94,075	
8芯	6芯	1箇所	20,033	15,025	37,630	28,223	
12芯	4芯	2箇所	20,275	13,517	37,630	25,087	
12芯	6芯	1箇所	20,275	10,138	37,630	18,815	
16芯	2芯	3箇所	20,516	7,694	37,630	14,111	
16芯	10芯	1箇所	20,516	12,823	37,630	23,519	
16芯	14芯	2箇所	20,516	35,903	37,630	65,853	
20芯	12芯	1箇所	20,758	12,455	52,563	31,538	
20芯	14芯	2箇所	20,758	29,061	52,563	73,588	
24芯	14芯	4箇所	20,999	48,998	52,563	122,647	
24芯	16芯	1箇所	20,999	13,999	52,563	35,042	
24芯	18芯	1箇所	20,999	15,749	52,563	39,422	
28芯	16芯	1箇所	21,241	12,138	52,563	30,036	
28芯	20芯	3箇所	21,241	45,516	52,563	112,635	
32芯	20芯	5箇所	21,482	67,131	52,563	164,259	
32芯	22芯	1箇所	21,482	14,769	52,563	36,137	
36芯	22芯	2箇所	21,724	26,552	52,563	64,244	
44芯	24芯	1箇所	22,207	12,113	82,429	44,961	
44芯	26芯	1箇所	22,207	13,122	82,429	48,708	
48芯	24芯	1箇所	22,448	11,224	82,429	41,215	
16芯	2芯	1箇所	966	121	29,305	3,663	
32芯	20芯	1箇所	1,932	1,208	44,238	27,649	
44芯	24芯	1箇所	2,657	1,449	74,104	40,420	
計		56箇所		728,084		1,675,037	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③×⑥=⑦

(5) 同軸ケーブル按分 (伝送路)

ブロードバンド整備	①距離	②使用する周波数帯域按分	③交付金按分距離
未整備エリア	38,491m	100.00%	38,491m
整備エリア	56,885m	93.20%	53,017m
計	95,376m	95.94%	91,508m

※ ①×②=③

(6) 伝送路設備の按分

項目	設計数量		a 資材		b 工事	
	①未整備エリア	②整備エリア	③単価	④按分金額	⑤単価	⑥按分金額
同軸ケーブル (12C)	38,491	56,885	192	17,569,541	181	16,562,953
給電ケーブル (12C)	2,800	3,500	192	1,163,906	181	1,097,224
ステイタスケーブル (5C)	2,800	3,500	75	454,651	161	975,984
増幅器 (BE)	67	84	119,958	17,428,494	11,445	1,662,825
増幅器 (EA)	27	35	68,367	4,076,049	9,365	558,342
幹線分岐分配器	18	33	14,846	723,833	6,176	301,118
タップオフ (2端子)	248	263	4,885	2,408,876		
タップオフ (4端子)	102	125	4,859	1,061,694	4,084	2,950,336
タップオフ (8端子)	8	3	6,107	65,931		
無停電電源供給器 (320VA)	28	35	239,519	14,519,672	32,138	1,948,210
商用電源引込	28	35	0	0	25,000	1,515,503
接地	128	161	3,549	986,809	6,600	1,835,147
光ノード	6	7	600,000	7,514,415	37,682	471,930
ノード用光ケーブル	6	7	100,000	1,252,403	0	0
光アッテネータ	12	14	10,000	250,481	0	0
光総合伝送路測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
光接続損失測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
増幅器調整	94	119	0	0	14,500	2,971,172
ノード調整	6	7	0	0	14,500	181,598
計				69,476,755		33,526,916

※a (①×③×(5)②) + (②×③×(5)②) =④

b (①×⑤×(5)②) + (②×⑤×(5)②) =⑥

(7) 世帯按分

ブロードバンド整備	①整備済エリア	②未整備エリア	③計	④按分率
世帯数	1,318	768	2,086	36.82%

0.368168744

(8) I 1 アエ) ヘッドエンド装置 配線材料の按分

① (ドライバーアンプ (SGP3DA12E) ~ 光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (ドライバーアンプ (SGP3DA12E) ~ 光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
16,953,147	18,190,000	93.20%

(9) I 1 アキ) 光成端架 配線材料の按分

① (光 I D F コネクタユニット ~ 光片端コード (4F0) までの交付対象部分の合計値)	② (光 I D F コネクタユニット ~ 光片端コード (4F0) までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
189,000	378,000	50.00%

(10) I 1 アク) 線路設備・伝送設備 雑材料の按分

① (装柱材料 (A装柱) ~ 光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (装柱材料 (A装柱) ~ 光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
94,100,361	103,623,632	90.81%

(11) I 1 イク) 線路設備・伝送設備 雑工事の按分

① (装柱取付 (A装柱) ~ ノード調整までの交付対象部分の合計値)	② (装柱取付 (A装柱) ~ ノード調整までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
56,512,924	63,703,904	88.71%

(12) II 1 アア) センター施設 配線材料の按分

① (センター架 (電源付) の交付対象部分の合計値)	② (センター架 (電源付) の全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
520,068	800,000	65.01%

(13) II 1 アカ) 送受信施設 配線材料の按分

① (センターモテマシヤン (ArrisC4) ~ モニターユニット (SMM-6002XE-MD) までの交付対象部分の合計値)	② (センターモテマシヤン (ArrisC4) ~ モニターユニット (SMM-6002XE-MD) までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
6,093,560	16,551,000	36.82%

(14) II 1 イア) センター施設 雑工事の按分

① (センター架据付 ~ 電気工事までの交付対象部分の合計値)	② (センター架据付 ~ 電気工事までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
109,201	194,000	56.29%

6 交付額

区 分	額	対象となる市町村
特定市町村が整備事業を行う場合	交付対象経費の3分の1に相当する額	当該特定市町村
整備事業を行う第三セクター法人に対し、市町村又はその連携主体が交付対象経費の4分の1以上を補助する場合（注）	交付対象経費の4分の1に相当する額	当該市町村又はその連携主体

（注）「交付対象経費の4分の1以上を補助」には当該交付金が含まれる。